

神戸市と民間事業者等との事業連携協定等に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が事業者等と締結する事業連携協定及び包括連携協定（以下、「事業連携協定等」という。）について必要な事項を定めることにより、市と事業者等が、それぞれ保有する資源を複数の施策事業において活用することで連携して行政課題解決の取り組みを推進し、持続的に発展できるまちづくりの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 事業活動又は公共的活動を行う企業、法人その他の団体であって国及び地方公共団体以外の団体をいう。
- (2) 連携事業 事業者等が行政課題解決に向けて自らの申出により行われる反対給付を伴わない役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為（実費相当の費用負担を伴うものを含む。）をいう。
- (3) 事業連携協定 ひとつの分野での連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、市及び事業者等双方の合意の上で締結する協定をいう。
- (4) 包括連携協定 複数の分野での連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、市及び事業者等双方の合意の上で締結する協定をいう。

(事業者等及び連携事業の基準)

第3条 事業連携協定等の対象とする事業者等及び連携事業の基準は次のとおりとする。

- (1) 事業者等が次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 代表者及び役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいる団体。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中である団体。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体、その他「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」（平成22年5月市長決定）第5条各号に該当する団体。
 - エ 団体、代表者が国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））又は神戸市税を、滞納又は未申告である団体。
 - オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体。
 - カ 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている団体。

キ その他事業連携協定等の対象としてふさわしくないもの。

(2) 連携事業が次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの。

イ 事業者等の利益誘導のおそれのあるもの。

ウ 法令等で製造，提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務，商品を提供するもの。

エ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの。

オ 特定の政党・宗教を支持し，又はこれに反対するための政治的・宗教的教育を目的とするもの。

カ ギャンブルに係るもの（公共的団体が実施するものを除く。）。

キ 人権侵害の事象があったもの又はこれに類するもの。

ク 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ，若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの。

ケ その他連携事業としてふさわしくないもの。

（事業連携協定等の締結）

第4条 市及び事業者等は，前条の基準に照らし適当と認めたときは，事業連携協定を締結することができる。

2 市及び事業者等は，前条の基準を満たす連携事業のうち，特定の分野に限ることなく，行政課題解決に向けて幅広い分野において連携事業を進めるものとして，次の各号に掲げるすべての条件に該当するときは，包括連携協定を締結することができる。

(1) 協定締結時点で，事業者等の持つ人的資源，物的資源，ノウハウなどを活用した取り組み可能な連携事業が3つ以上あり，そのうち少なくとも1つは新規の連携事業であること。

(2) 前号の連携事業に関し，協定の有効期間中を通じて継続的に推進できる見込みがあること。

(3) 市と事業者等で定期的に協議の場を設け，協定項目の見直しや，追加の分野での連携について協議する意思があること。

（協定書の締結等）

第5条 市及び事業者等は，連携事業の内容，協定の条件，有効期間その他必要な事項を明記した協定書を作成し，両者の記名押印又は署名の上で協定を締結する。

（知的財産権等の取扱）

第6条 市及び事業者等は，事業連携協定等の連携事業において，知的財産権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には，双方に通知しなければならない。

2 前項の場合において，当該知的財産権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については，双方協議して定めるものとする。

(締結の公表)

第7条 市は、前条の協定を締結した場合には、記者発表、ホームページへの掲載その他適切な方法により、速やかにその内容を公表するものとし、また、事業者も公表するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 協定の有効期間は、連携事業の実施期間を考慮した上で定めるものとし、協定内容の定期的な見直しを行うことを前提に、原則として締結の日から最長5年後の年度末までとする。ただし、市又は事業者等に特別の事情がある場合は、この限りではない。

(市からの協定の解除)

第9条 市は、事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、事業連携協定等を解除することができる。

- (1) 第3条第1項各号又は第2項各号に掲げる基準のいずれかに該当したとき。
- (2) 事業者等が監督官庁から営業の取消し、停止その他これらに類する処分を受けたとき、その他契約の相手方として必要な資格が欠けたとき。
- (3) 事業者等が事業譲渡、事業廃止その他の理由により、事業連携協定等に係る事業を行わなくなると認めるとき。
- (4) 事業連携協定等の履行に関し事業者等又は事業者等の従業員の責めに帰すべき事由により市又は第三者（市の職員を含む。）に損害を与えたとき。
- (5) 事業者等に市に対する信頼関係を破壊する行為その他の背信行為があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市が事業連携協定等の存続を不適當であると認めるとき。

(市又は事業者等からの協定の解除)

第10条 市又は事業者等は、天災その他不可抗力の発生などのいずれの責めにも期さない事由により、連携事業の実施が困難と判断した場合には、当該協定の解除を申し出ることができる。ただし、連携事業が天災その他不可抗力発生時における実施を前提とする場合を除く。

(協議)

第11条 この要綱及び協定書に定めのない事項又はそれらの内容等に疑義が生じた場合には、市及び事業者等は、信義誠実の原則にのっとり、関係法令に基づいて双方協議の上、これを処理するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協定について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。